

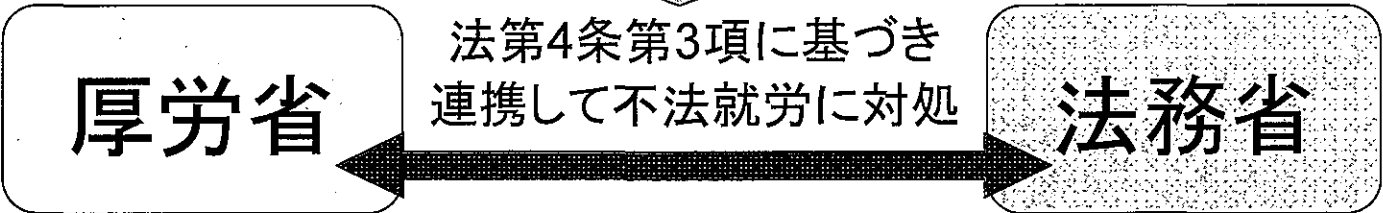
雇用対策法に基づく法務省との連携について

外国人労働者(※)を雇用する事業主は、その雇入れ・離職の際、労働政策の観点から必要となる次の事項を厚生労働大臣(ハローワーク)に届出。(法第28条第1項) ※特別永住者、在留資格「外交」「公用」の者を除く。

〔届出事項〕

①氏名、②在留資格(資格外活動の許可を得て就労する者にあつては当該許可を含む。)、③在留期間、④国籍、⑤生年月日、⑥性別、⑦職種、賃金、住所等の雇用保険の得喪届に記載すべき雇用状況等に関する事項[①⑤⑥⑦は現在既に得喪届の記載事項]

※雇用保険被保険者資格を有さない外国人については、①～⑥



第4条第3項 国は、第1項第10号に規定する施策(外国人雇用対策)を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。

第29条 厚生労働大臣は、法務大臣から、出入国管理及び難民認定法又は外国人登録法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第1項の規定による届出及び同条第3項の規定による通知に係る情報を提供するものとする。

